

島本町自治振興助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の住民又は団体が次の各号のいずれかに該当する場合において、必要な助成を行い、もって自治振興、発展に資することを目的とする。

- (1) 体育振興を主眼とした行事等に出場した場合
- (2) 文化振興を主眼とした行事等に参加した場合
- (3) 本町の伝統や歴史及び文化の発掘と保存又は継承する事業を催す場合
(助成対象、助成金額等)

第2条 助成対象となる事業及び対象者、助成金額等は、別表に定める。

2 助成金の支給は、一対象者(団体)に対し1年度につき1回とする。

(申請の手続)

第3条 助成金の交付を受けようとするもの(個人の場合は対象者本人。ただし、対象者が20歳未満のときはその保護者。団体の場合は代表者)は、島本町自治振興助成金交付申請書(様式第1号)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補則)

第4条 交付の手続に関しては、島本町補助金交付規則(昭和45年規則第4号。以下「交付規則」という)第4条から第10条までの規定を準用する。この場合において、交付規則の規定中「補助金」とあるのは「助成金」と読み替えるものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表

区分	対象事業	対象者	助成金額
(1)	スポーツ競技の世界大会、全国大会その他町長が特に認めた大会	左記の事業に出場した個人又は団体	対象経費に2分の1を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額。ただし、次の額を上限とする。 (上限)選手1人につき1万円。ただし、5万円を限度とする。
(2)	囲碁、将棋、音楽、芸術等文化に関する世界大会、全国大会その他町長が特に認めた大会		
(3)	本町の伝統、歴史及び文化を発掘し、保存し又は継承する事業であって、公益性があり、催行することにより、地域社会交流又は世代間交流を図ることができる事業	左記の事業を行った団体	対象経費に2分の1を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額。ただし、次の額を上限とする。 (上限)5万円
<p>(備考)</p> <p>区分(1)(2)の対象者となる個人は、本町に居住し、住民登録又は外国人登録されている者であること。</p> <p>区分(1)(2)(3)の対象者となる団体は、町内に拠点を置き、主に町内で活動を行う非営利の団体であって、構成員が前号に該当する団体であること。</p> <p>区分(1)(2)の対象事業は、国又は地方公共団体が主催し、共催又は後援する事業であって、出場に当たり予選会等の選抜があること。</p> <p>区分(3)の対象事業は、本町が後援する事業であって、営利目的、政治・宗教活動又は特定の思想を助長するものではないこと。</p> <p>区分(1)(2)の対象経費は、当該個人又は団体が大会出場のために支出した宿泊費、交通費、大会参加負担金、ユニフォーム代等の被服費その他特に必要と認められる経費とする。</p> <p>区分(3)の対象経費は、当該団体が事業実施のために支出した材料費、借上料、報償費、印刷製本費、通信運搬費その他特に必要と認められる経費とする。</p> <p>区分(1)(2)(3)の対象経費からは、事業に当たり得た収入を控除する。また、国、地方公共団体その他の団体等から補助金又は助成金を受ける事業は対象外とする。</p>			